

奈良県告示第四百十九号

令和六年三月奈良県告示第三百八十七号（奈良県文化財保護条例の規定による奈良県指定史跡の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

「奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課」を「奈良県地域創造部文化財課」に改める。